

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年3月5日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要
普通教室エアコン修繕委託
- 2 履行(納品)場所
横浜市旭区中尾1丁目8番地1号
横浜市立中尾小学校
- 3 契約日
令和7年11月7日
- 4 履行日又は履行期間
令和7年11月28日
- 5 契約金額
308,000円(税込)
- 6 契約の相手方(名称及び所在)
横浜市旭区都岡町39番地の4
妙光電機株式会社
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
普通教室に設置されたエアコンについて故障により、動作しない状況となってしまった。その時期、本校ではインフルエンザが流行しており、換気による対策を講じていたため、通常よりも教室内の温度が低い状況であった。以上を踏まえ、児童、教職員の学校運営に支障をきたすため、緊急契約での対応を行った。
- 8 契約の相手方の選定理由
エアコン修繕に対して、早急な対応ができる業者を選定した。
- 9 所管課
横浜市立中尾小学校